

最優先交渉権者協議要領

1. 最優先交渉権者は、大牟田市と契約等に関する権限を支店等に委任する場合は、委任状を提出すること。
2. 大牟田市と最優先交渉権者は、誠意をもって協議を行い、以下の書類の案を作成する。
 - 業務に関する仕様書
 - 業務に関する契約書
 - その他契約書に必要な図書類
3. 最優先交渉権者は、前項に基づく見積書を大牟田市に提出する。
4. 協議の期間は、休日を含み、概ね3週間とする。
5. 協議が合意に達しない場合は、大牟田市は最優先交渉権者に文書をもって協議の終了を通知する。
6. 最優先交渉権者は、契約までの間、契約候補者となることを辞退することができず。その場合は、本市に理由を明記した文書をもって通知する。
7. 最優先交渉権者は、この協議に際し発生する費用を大牟田市に請求できないものとする。また、協議が不成立となった場合、一切の申し立てができないものとする。